平成２１年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12676番地６　コーポ曙201号
債務者　本宮　静江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
沖縄県浦添市安波茶１丁目26番13―301号　ロゼハウス
債務者　山田　政伸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１０５号
岩手県北上市常盤台４－６―91Ｃ棟、登録原票上の住所長野県中野市大字中野1865番地３　ロッヂーノ中野210号
債務者　玄本誠治こと　郭　　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０７号
岩手県花巻市若葉町２丁目７番28号
債務者　伊藤　　純
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１４１号
宮城県大崎市古川旭４丁目４番20号　セフィラ旭Ｂ棟107号
債務者　谷井　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
宮城県大崎市古川大宮８丁目３番26号　ハピネス大宮Ｄ棟
債務者　福島　新一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
秋田市新屋大川町19番83号
債務者　武藤　和美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３号
長野県千曲市大字寂蒔627番地の11
債務者　山下　智永
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８８号
長野県上田市中央北２丁目６番17号　土屋準法律事務所内、住民票上の住所長野市大字若槻団地３番地27
債務者　佐藤　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第６５号
長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋県住131号
債務者　吉原　忠男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６９号
長野県駒ヶ根市飯坂１丁目18番15号　東飯坂団地Ａ―201
債務者　鬼頭　君子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５３７号
京都市西京区上桂三ノ宮町30番地１　プルーリオン上桂505
債務者　中村　正二
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
京都市西京区上桂三ノ宮町30番地１　プルーリオン上桂505
債務者　中村美保子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
京都市南区久世中久世町３丁目51番地　レジデンス中久世101
債務者　深江　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９５号
京都市西京区大枝東長町１番地205　エミエールシマダ115号
債務者　有井　慎人
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１１号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字寺門６番地の１
債務者　難波　　守
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４１号
京都市北区紫竹高縄町53番地２
債務者　網島　貞男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係